

平成 2 6 年

第 1 0 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成26年第10回定例教育委員会日程

日 時 平成26年10月28日（火） 午後1時30分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
長谷川 浩子

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市いじめ防止対策推進条例の制定について
(指導課)

議案第2号 我孫子市いじめ防止基本方針の策定について
(指導課)

議案第3号 我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について
(指導課)

議案第4号 我孫子市民図書館寄贈資料取扱要綱の制定について
(図書館)

議案第5号 我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱の一部を
改正する告示の制定について (図書館)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市いじめ防止対策推進条例の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市いじめ防止基本方針の策定について	・ ・ ・ ・ 9
議案第 3 号	我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 10
議案第 4 号	我孫子市民図書館寄贈資料取扱要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 13
議案第 5 号	我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 16

議案第 1 号

我孫子市いじめ防止対策推進条例の制定について

我孫子市いじめ防止対策推進条例を次のように制定する。

平成 26 年 10 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

いじめの防止等対策を総合的かつ効果的に推進するため、我孫子市いじめ防止対策推進条例を制定するものです。

我孫子市いじめ防止対策推進条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する基本理念を定め、並びに市、学校、保護者、市民等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (3) 市立学校 我孫子市立小学校設置条例（昭和39年条例第9号）第2条に規定する小学校及び我孫子市立中学校設置条例（昭和39年条例第10号）第2条に規定する中学校をいう。
- (4) 児童等 市内に居住し、又は市内の学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住する者をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所その他の児童等のいじめに関係する機関及び団体をいう。

- (8) 事業者等 市内に事業所を有する個人又は法人その他の団体で、事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識して、市、学校、保護者、地域社会及び関係機関等の連携の下、取り組まれなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、学校、保護者、地域社会及び関係機関等と協力して、本市の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、学校の設置者として市立学校におけるいじめの防止等に関する施策を第一義的に実施する責務を有し、積極的な施策を講ずるものとする。
- 3 市は、市外に所在する学校に通学する児童等に係るいじめの防止等のため、当該学校の所在する地方公共団体及び関係機関等と必要な協力を行うものとする。

(市以外の学校の設置者の役割)

第5条 市内に所在する市以外の学校の設置者は、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

(市立学校及びその教職員の責務)

第6条 市立学校及びその教職員は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、地域社会及び関係機関等との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

- 2 市立学校は、いじめへの対応に当たり、当該市立学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び市立学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、互いに思いやり、ともに支えあいながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう努めるものとする。

2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

(財政措置)

第10条 市は、いじめの防止等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(我孫子市いじめ防止基本方針)

第11条 市は、法第12条の規定により、本市の実情に応じたいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下この条において「我孫子市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 我孫子市いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) いじめの防止等のための対策の基本的な考え方に関する事項
 - (2) いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
 - (3) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)への対処に関する事項
 - (4) いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項
 - 3 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、我孫子市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
 - 4 市は、我孫子市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)
- 第12条 市立学校は、法第13条の規定により、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(次項において「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めるとともに、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 2 前条第4項の規定は、学校いじめ防止基本方針について準用する。

(相談体制及び情報収集体制の充実)
- 第13条 市は、児童等、保護者、市立学校の教職員その他のいじめの防止等に関係する者が安心して相談でき、その相談に速やかに対応できるよう、いじめに関する相談体制の充実を図るものとする。
- 2 市は、児童等のいじめに関する情報の収集を行うとともに、迅速かつ適切な対応ができる体制の充実を図るものとする。

(予防及び早期発見)
- 第14条 市は、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組その他いじめの予防のための対策を講ずるものとする。
- 2 市は、いじめの早期発見に努めるとともに、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第15条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 研修の充実を通じた市立学校の教職員の資質の向上
- (2) 生徒指導に係る体制等の充実のための教職員の配置
- (3) 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じるものの配置
- (4) いじめへの対処に関し助言を行うため、市立学校の求めに応じて派遣される者の確保

(啓発)

第16条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を実施するものとする。

2 いじめの防止等に関する市民の理解を深めるため、毎年4月をいじめ防止啓発強化月間とする。

(インターネットを通じて行われるいじめ対策)

第17条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進するため、関係機関等と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、いじめの防止及び早期発見のための方策その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(我孫子市いじめ問題対策連絡協議会)

第19条 市は、法14条第1項の規定に基づき、我孫子市いじめ問題対策連絡協議会(以下この条において「連絡協議会」という。)を置く。

2 連絡協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進
- (2) いじめの防止等に関する施策、措置等の検証
- (3) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

(4) 市立学校で重大事態が発生した場合における事実の確認及び審査
3 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(我孫子市いじめ防止対策委員会)

第20条 教育委員会に、法第14条第3項の規定に基づき、我孫子市いじめ防止対策委員会（以下この条において「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) いじめの防止等に関する調査研究

(2) 教育委員会が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議

(3) 市立学校で重大事態が発生した場合における事実の確認並びに調査及び審査

3 前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(重大事態への対応)

第21条 市は、重大事態が市立学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第5章に規定する対処等を迅速かつ適切に行うものとする。

(我孫子市いじめ再調査委員会)

第22条 市長は、法第30条第2項の規定に基づき、我孫子市いじめ再調査委員会（以下この条において「再調査委員会」という。）を置くことができる。

2 再調査委員会は、市長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																		
(1)の表 略	(1)の表 略																		
(2) 附属機関の委員等	(2) 附属機関の委員等																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員の項から消防審議会委員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て会議委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>いじめ問題対策連絡協議会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 7,000円</td> </tr> <tr> <td>いじめ防止対策委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 7,000円</td> </tr> <tr> <td>いじめ再調査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 7,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	社会教育委員の項から消防審議会委員の項まで 略	略	子ども・子育て会議委員	略	いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 7,000円	いじめ防止対策委員会委員	日額 7,000円	いじめ再調査委員会委員	日額 7,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会教育委員の項から消防審議会委員の項まで 略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て会議委員</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	社会教育委員の項から消防審議会委員の項まで 略	略	子ども・子育て会議委員	略
区分	報酬の額																		
社会教育委員の項から消防審議会委員の項まで 略	略																		
子ども・子育て会議委員	略																		
いじめ問題対策連絡協議会委員	日額 7,000円																		
いじめ防止対策委員会委員	日額 7,000円																		
いじめ再調査委員会委員	日額 7,000円																		
区分	報酬の額																		
社会教育委員の項から消防審議会委員の項まで 略	略																		
子ども・子育て会議委員	略																		
(3)の表及び(4)の表 略	(3)の表及び(4)の表 略																		

議案第 2 号

我孫子市いじめ防止基本方針の策定について

我孫子市いじめ防止基本方針を別冊のとおり定める。

平成 26 年 10 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市いじめ防止対策推進条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、我孫子市いじめ防止基本方針を定めるものです。

議案第 3 号

我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の制定について

我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱を次のとおり制定する。

平成 26 年 10 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市いじめ防止対策推進条例第 20 条第 1 項の規定に基づき、我孫子市いじめ防止対策委員会を設置するため、制定するものです。

我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第33号）第20条第1項の規定に基づき設置する我孫子市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 対策委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 対策委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長には教育長を、副委員長には教育総務部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を取りまとめ、対策委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(調査部会)

第6条 対策委員会に、重大事態に係る事実関係を速やかに調査するため、第三者による調査部会を置くことができる。

2 調査部会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(関係者の排除)

第7条 対策委員会は、調査の対象となるいじめに関する事案の関係者と直接

の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた委員で協議を行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 対策委員会及び調査部会の庶務は、教育総務部指導課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この告示の施行後第2条第2項の規定により最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱の廃止)

3 我孫子市いじめ防止対策委員会設置要綱(平成26年教育委員会告示第2号)は、廃止する。

別表(第2条関係)

関係者	弁護士 警察関係者 福祉関係者 児童心理に関する専門的知識を有する者 我孫子市小中学校校長会に属する者 我孫子市PTA連絡協議会に属する者
市長部局	子ども相談課長 社会福祉課長
教育委員会	教育長 教育総務部長

議案第 4 号

我孫子市民図書館寄贈資料取扱要綱の制定について

我孫子市民図書館寄贈資料取扱要綱を次のように制定する。

平成 26 年 10 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

市民図書館における寄贈資料の受付冊数の増加に伴い、その取扱について必要な事項を定めるため、提案するものです。

我孫子市民図書館寄贈資料取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）第13条の規定に基づき、我孫子市民図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）に寄贈の申出があった資料の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受領の条件)

第2条 図書館に寄贈する資料（以下「寄贈資料」という。）は、廃棄処分を含め、その取扱いを図書館長に一任することを条件に受領する。この場合において、図書館は、当該寄贈した者に対し、その取扱いについて連絡はしないものとする。

- 2 予告なく郵送、宅配便等により図書館に寄贈された資料については、その取扱いを図書館長に一任されたものとみなす。
- 3 図書館は、寄贈資料の自宅等への引取り及び送料の負担はしない。ただし、図書館長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(受領することができる資料)

第3条 受領することができる資料は、我孫子市民図書館資料収集要綱（平成2年教育委員会告示第2号）に準拠するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する資料は、受領しない。

- (1) 汚損、破損、書き込み等があり、利用及び保存に適さない資料
- (2) 映像資料及び映像資料が附属資料として添付されている資料（郷土資料として収集し、及び保存する価値のあるもの又は官公庁が刊行する資料で公共的価値のあるものを除く。）
- (3) その他図書館長が必要と認めない資料

(寄贈の申出)

第4条 図書館に資料を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）は、資料を寄贈する際に、別に定める寄贈申出書を図書館長に提出するものと

する。ただし、郵送、宅配便等により寄贈する場合又は図書館長が認めた場合は、これを省略することができる。

(礼状の送付)

第5条 図書館長は、寄贈資料を受領したときは、寄贈者に対して礼状を送付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 寄贈者が図書館に持参したとき。
- (2) 寄贈者から礼状不要の意思表示があるとき。
- (3) 官公庁等の公的な機関又は団体から寄贈されたとき。
- (4) その他図書館長が必要と認めないとき。

(寄贈資料の受入れ)

第6条 受領した寄贈資料は、我孫子市民図書館資料収集要綱に照らし合わせ、蔵書構成等を考慮の上、必要と認められるものを蔵書として受け入れるものとする。

(ブックリサイクル事業での活用)

第7条 受領した寄贈資料のうち図書館の蔵書として受入れをしなかったものは、我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱（平成12年教育委員会告示第3号）の定めるところにより、可能な限り再利用を図るものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄贈資料の取扱いに関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する

議案第 5 号

我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示の
制定について

我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示を次
のように制定する。

平成 26 年 10 月 28 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

我孫子市民図書館寄贈資料取扱要綱の制定に伴い、要綱の一部を改正し条
文を整理するため、提案するものです。

我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市民図書館ブックリサイクル事業実施要綱（平成12年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、我孫子市民図書館（分館を含む。以下「図書館」という。）で除籍手続を執った資料のうち再利用が可能な資料及び受領した寄贈資料のうち図書館の蔵書として受入れをしなかったものを無償で提供し、有効活用を図る事業（以下「ブックリサイクル事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象資料)</p> <p>第2条 ブックリサイクル事業の対象資料（以下「リサイクル資料」という。）は、次のとおりとする。ただし、汚損、破損等により再利用が困難な資料その他図書館長が適当でないと認められた資料については、リサイクル資料としない。</p> <p>(1) 図書館の所蔵する資料のうち除籍手続きを執った図書及び雑誌</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、我孫子市民図書館で除籍手続きをした資料のうち再利用が可能な資料を無償で提供し、有効活用を図る事業（以下「ブックリサイクル事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象資料)</p> <p>第2条 ブックリサイクル事業の対象資料は、市民図書館の所蔵する資料のうち除籍手続きを執った図書及び雑誌（以下「リサイクル資料」という。）で、かつ、図書館長が認めたものとする。</p>

<p><u>(2) 寄贈された資料のうち図書館の蔵書として受入れをしなかったもの</u></p> <p>2 <u>リサイクル資料には、「我孫子市民図書館リサイクル本」と押印するものとする。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 <u>リサイクル資料の提供を受けることができる者は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 市内に<u>在住し、在勤し、又は在学する者</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>2 <u>前項の規定より認めたリサイクル資料には、「リサイクル資料」と記したシールを貼付するものとする。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 <u>ブックリサイクル事業で提供を受けることができるものは、次に掲げる個人、団体、施設及び機関とする。</u></p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 市内に<u>在住又は、在勤の個人</u></p> <p>(4) 略</p>
---	--

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

我孫子市いじめ防止基本方針

我孫子市いじめ防止基本方針 目次

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 我孫子市いじめ防止基本方針策定の目的

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 市が実施する施策
 - (1) いじめの防止等のための体制整備
 - (2) 教職員の研修の充実
 - (3) いじめの未然防止のための取組の推進
 - (4) いじめの早期発見のための取組の推進
 - (5) いじめの防止等のための啓発活動
 - (6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策
 - (7) いじめへの対応
- 2 学校の役割
 - (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定
 - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
- 3 保護者の役割
- 4 市民等の役割

第3章 重大事態への対処

- 1 重大事態についての基本的な考え方
- 2 重大事態の発生と調査
 - (1) 重大事態発生時の対応
 - (2) 調査主体について
 - (3) 調査を行うための組織について
- 3 調査結果の提供及び報告
 - (1) 調査結果の提供
 - (2) 調査結果の報告
- 4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

第4章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

我孫子市いじめ防止基本方針（案）

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。また、学校外でも起こりうるものである。しかし、いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。したがって、いじめに関する問題については、その対処はもちろんのこと、いじめの行為が起きないこと、起こさせないことが重要である。それには、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める必要がある。「未然防止」「早期発見」「早期対応」という3つの視点から、学校、家庭、地域が連携を図りながら取り組んでいかなければならない。特に子どもの生活の中心となる学校においては、いじめの防止等のための具体的な方針を示すとともに、家庭・地域と一体となって取組を推進していく。

- ・いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、地域社会及び関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。
- ・いじめの防止等の対策により、市内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ・いじめの防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。

3 我孫子市いじめ防止基本方針策定の目的

我孫子市いじめ基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市、学校、保護者、地域社会がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 市が実施する施策

(1)いじめの防止等のための体制整備

①我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を

図るため、千葉地方法務局柏支局長、千葉県我孫子警察署長、千葉県柏児童相談所長、我孫子医師会長、我孫子市民生委員児童委員協議会長、柏人権擁護委員協議会長、弁護士、児童心理の学識経験者、市長、副市長、子ども部長、健康福祉部長、教育長、教育総務部長により構成される、「我孫子市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

②我孫子市いじめ防止対策委員会の設置

我孫子市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「我孫子市いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。この対策委員会は、弁護士、警察関係者、福祉関係者、児童心理に関する専門的知識を有する者、我孫子市小中学校長会、我孫子市PTA連絡協議会、子ども相談課長、社会福祉課長、教育長、教育総務部長をもって構成する。

(2)教職員の研修の充実

教職員向けいじめの防止等に関する研修、生徒指導担当教諭・人権教育推進担当教諭・道徳教育推進担当教諭等への専門性を高める研修等を実施し、いじめの防止等に関する資質能力の向上に努める。

(3)いじめの未然防止のための取組の推進

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

①道徳・人権教育研修会を充実するとともに、道徳映像教材の活用を推進する。

②豊かな人間関係づくり実践プログラム^{※1}を推進する。

③チームにより各学校の生徒指導を支援する。

④いじめ・悩み相談ホットラインを周知するとともに、一層の活用を図る。

⑤個々の教育的ニーズに対応した特別支援教育を充実させる。

⑥情報モラル教育のカリキュラムを作成し実施する。

※1 豊かな人間関係づくり実践プログラム

…千葉県教育委員会が、豊かな人間関係づくり事業の一環で、児童生徒のコミュニケーション能力の育成のために作成したプログラム。小中学校を通して各学年4時間のプログラム。

(4)いじめの早期発見のための取組の推進

・いじめを早期に発見するため、児童生徒に対して「我孫子市いじめアンケート調査」を年2回以上実施し、いじめられている児童生徒及びいじめを行っている児童生徒に対し必要な措置を講ずる。

・年に2回、Q-U検査^{※2}を実施するとともに、その分析方法に関する研修を実施し、学校におけるいじめの早期発見を支援する。

・児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

・いじめ・悩み相談ホットライン、教育相談員による教育相談等、カウンセリング体制を整備する。

※2 Q-U検査…「楽しい学校生活を送るためのアンケート」。これにより、児童生徒の学級生活における満足度を測る検査。検査結果は、学級経営のための有効な資料となり、学級診断アセスメントとして活用できる。質問群の中には、いじめに関する質問が5問程度ある。H26年度は、小学3, 5, 6年、中学1, 2年で実施。

(5) いじめの防止等のための啓発活動

いじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進する。

いじめ防止啓発強化月間である4月については、特に「児童生徒自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」「児童生徒が互いに良好な関係を築くことができる取組」等の推進を支援するとともに、その事例を市の広報紙やホームページにより市民へ周知していく。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、我孫子市いじめ・悩み相談ホットラインや近隣市及び県のネットパトロールと連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処について、市が関係機関と連携して資料等を配布するなど啓発活動を実施する。

(7) いじめへの対応

- ①教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら調査を行う。
- ②教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。
- ③教育委員会は、いじめが起きた場合、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒への対応、加害児童生徒への対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ④教育委員会は、いじめが起きた場合、警察と連携した対応が必要になる事案について、早期に警察に相談・通報するよう学校に指導・助言する。

2 学校の役割

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、法第13条の規定に基づいて、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を策定する。学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための具体的な取組、いじめの早期発見のための措置、いじめの発見・通報を受けたときの対応

や校内連携の在り方、生徒指導・教育相談体制、年間指導計画、校内研修など、包括的な取組の方針を定めるものとする。

また、学校の実情に即して機能しているかを点検し、計画(Plan)-実行(Do)-評価(Check)-見直し(Action)のサイクル【PDCAサイクル】を盛り込むことが望ましい。さらに、方針を検討する段階から保護者等地域の方の参画を求めたり、児童生徒の意見を取り入れたりするなどの工夫を行う。

策定した「学校いじめ防止基本方針」は、各学校のホームページで公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条の規定により、当該校におけるいじめの防止等に関する措置を行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する関係者により構成される「いじめを防止するための組織」を置くものとする。この組織を中核として、校長のリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

「いじめを防止するための組織」の役割について、具体的には、

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制づくりの役割
- ⑤対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割などがある。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

① いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、根本的ないじめ問題克服のためには、全ての子どもを対象として「いじめの未然防止」の観点での教育活動が必要である。「いじめの未然防止」の観点での教育活動は、いじめに向かわせないための、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりになる。この「いじめの未然防止」の観点を最も重要ととらえ、各学校の実態に応じた取組を推進する。

具体的には、

- ・全校集会や学級指導の時間等で「いじめをしてはいけない」ことの指導を行う。
- ・法教育の視点から、いじめを人権問題と捉え、法的知識を身に付けさせる。
- ・生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を行い、児童生徒の主体的な学びや取組を引き出し、充実感と自尊感情の育成を図る。
- ・教職員が率先して適切な言葉を使い、児童生徒から暴力・暴言が出ない環境づくりに努める。
- ・児童生徒が安全に安心して学習や行事に取り組める学校環境づくりを進める。
- ・Q-U検査結果を有効に活用し、満足度の高い学級づくりを進める。

- ・ 道徳教育を充実させ、自分も人も大切にすることを態度の育成、いのちを大切にすることを態度の育成を図る。
 - ・ 悩みを相談できる環境づくりを行う。（教育相談期間の設定、相談箱の設置、利用しやすい相談室の環境整備等）
 - ・ 授業や学校行事、豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施を通して、コミュニケーション力の育成を図る。
 - ・ 適切な情報機器の活用方法を指導し、情報モラルの向上を図る。
- などが考えられる。

② いじめの早期発見

教職員は、日頃から子どもの立場や思いに共感し、子どもが進んで相談したり報告したりできるような信頼関係の構築に努める。そして、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめを認知していくことが必要である。それには、いじめの早期発見のためのチェックリスト等を活用して子どもの日常生活を観察し、子どもが発する小さなサインを見逃さないようにすることが重要である。

また、定期的にアンケート調査と教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組む。Q-U検査については、いじめの実態把握の側面からも活用する。

家庭・地域との連携も密にし、子どもの様子の変化について、学校にすぐに情報が入るよう努める。

③ いじめへの早期対応

学校は、定期的及び必要に応じて実施するいじめ調査アンケート・教育相談等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための適切な対応方針を策定し、学校全体で情報共有して取り組む。

そして、いじめを認知した場合、または通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「いじめを防止するための組織」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

3 保護者の役割

- ① 保護する児童生徒がいじめを受けた場合、その児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先する。いじめの認知については、児童生徒が保護者に心配をかけたくない

等と考え、元気な様子を装い、いじめを受けていることを隠す場合がある点に十分に留意する。

- ②いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や関係機関等に情報提供や通報をする。
- ③保護する児童生徒に対し、「いじめが絶対に許されない行為である」ことを理解させ、いじめを行うことのないよう指導する。

4 市民等の役割

- ①市民はいじめ問題を社会全体に関する課題であるにとらえ、学校、保護者と協力して、いじめの防止に一丸となって取り組むよう努める。
- ②豊かな人間関係を育むための地域行事やイベント等に、子どもが自主的に参加できるような環境づくりに努める。
- ③市民及び事業者等は、いじめを発見した場合や子どもからいじめに関する相談を受けたときには、速やかに学校や保護者、関係機関に情報提供や通報を行う。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態についての基本的な考え方

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、まずはいじめを受けた児童生徒の被害を最小限に抑えるために最善を尽くす。いじめを受けた児童生徒の救済を最優先に考え、いじめを行う児童生徒の行為を止め、関係機関等と連携して指導する。

(2) 調査主体について

重大事態が発生した場合、そのいじめ事案の調査主体は、教育委員会とする。

(3) 調査を行うための組織について

教育委員会は、調査を行う際、そのいじめの事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係のない第三者による、公平性・中立性を確保した調査部を、対策委員会の中に設けることができる。

3 調査結果の提供及び報告

(1) 調査結果の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

(2) 調査結果の報告

調査結果について、教育委員会は市長に報告する。

4 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、報告された重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ再調査委員会を設け、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は再調査の実施及び結果を議会に報告しなければならない。議会へ報告する内容は、個々の事案に応じて適切に行い、個人情報に対しては必要な配慮を確保しなければならない。

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、調査の対象となった重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生の防止のために人材を配置し、学校の支援を行う。

第4章 いじめの防止等のための対策の評価及び検証方法に関する事項

(1) 教育委員会は、毎年、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を連絡協議会に提出し、点検評価を受け、各種施策の改善を進める。

なお、連絡協議会の提言等はホームページ等を活用し、広く周知する。

(2) 我孫子市いじめ防止基本方針は、連絡協議会による「いじめの防止等のための対策の評価及び検証」に基づき、必要があると認められるときは、改善のための見直しを実施する。我孫子市いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ等を活用し、遅滞なく市民に周知する。